

第百六十七号議案

東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年九月三日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都産業労働局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十八号）の一部を次のように改正する。
別表一の項中「一万七千九百円」を「一万八千二百円」に改め、同表二の項及び三の項中「八千円」を「八千百円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

（提案理由）

手数料の額等を改定する必要がある。